

別添

高尾・陣場地区自然公園

〔 明治の森高尾国定公園
都立高尾陣場自然公園 〕

管理運営計画～高尾・陣場ビジョン～（素案）

2018年4月

東京都 環境局

目 次

第 1 章 管理運営計画の経緯

- 1－1 管理運営計画作成の背景 1
- 1－2 管理運営計画の作成について 1

第 2 章 高尾・陣場地区自然公園

- 2－1 概況 4
- 2－2 管理運営方針 14
- 2－3 風致景観及び自然環境の保全に関する事項 16
- 2－4 適正な公園利用の推進に関する事項 24
- 2－5 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項 33
- 2－6 策定の経過 42

資料編

- 資料 1 高尾・陣場地区自然公園利用ルール 43
- 資料 2 公園計画図 44

第1章 管理運営計画作成の経緯

1-1 管理運営計画作成の背景

近年、国立公園や国定公園等の自然公園においては、トレイルランニング、キャニオニング、エコツアーなど、楽しみ方の幅が大きく広がるとともに、海外からの来訪者も増加しており、利用形態や利用層の多様化が見られる。

また、外来種の侵入・増加により、生態系への影響や固有種への被害が確認されている。さらには、生物多様性に関する社会的な関心や要請が高まっている中、自然公園に期待される役割も大きくなっている。

明治の森高尾国定公園及び都立高尾陣場自然公園の2つの自然公園（以下「高尾・陣場地区自然公園」と総称する。）においても、健康志向の高まりや山ガールブーム、高尾山が2007年にミシュラン三ツ星観光地に認定されたこと等に伴い、利用者数の増加傾向は著しく、今後多くの利用者数が予想される。

また、トレイルランニングやペットを連れての登山利用が増えるとともに、外国人観光客が増加する等、利用形態や利用者層も多様化している。

都は、2017年5月に「東京の自然公園ビジョン」を策定し、3つの目指す姿「Ⅰ 多様性と連続性が織りなす自然環境を育む自然公園」、「Ⅱ 人と自然との関係を取りもつ自然公園」、「Ⅲ 誰もが訪れ、誰もが関われ、誰からも理解される自然公園」を明示するとともに、その実現に向けた施策展開のひとつとして、「地域や関連団体の参加を得た管理運営協議会を設置し、地域ルール策定の進めることで、特徴的な自然環境や景観の保全、眺望の確保等を行う」を掲げた。あわせて、「市町村や隣接県、自然公園の利用者、NPOやボランティア、民間事業者等、様々な主体と連携・協力しながら、自然公園の活用を進めていく」としている。

高尾・陣場地区自然公園では、地域や地元自治体、土地所有者等関係者（以下「関係団体・関係者」という。）と公園の価値や保全・利用のビジョン（目指すべき姿）を共有し、そのビジョンを実現するための管理運営の方針及び保護と利用を適正に誘導していくための諸事項からなる管理運営計画を「東京の自然公園ビジョン」に示した地域ルールとして作成することとした。

今後、地域の関係者や事業主体の連携を強化し、自然再生事業やイベントの開催等、各自の強みを生かした取組を進めることで、豊かな自然環境の保全及び保全とバランスのとれた観光地としての賑わいの拡大に取り組んでいく。

1-2 管理運営計画の作成について

（1）高尾・陣場地区自然公園の沿革

1950年、高尾山及び八王子城山等を中心に都立高尾山自然公園を指定した。

1966年に陣場山周辺を追加し、現在の区域に変更され、名称を都立高尾陣場自然公園に改称した。

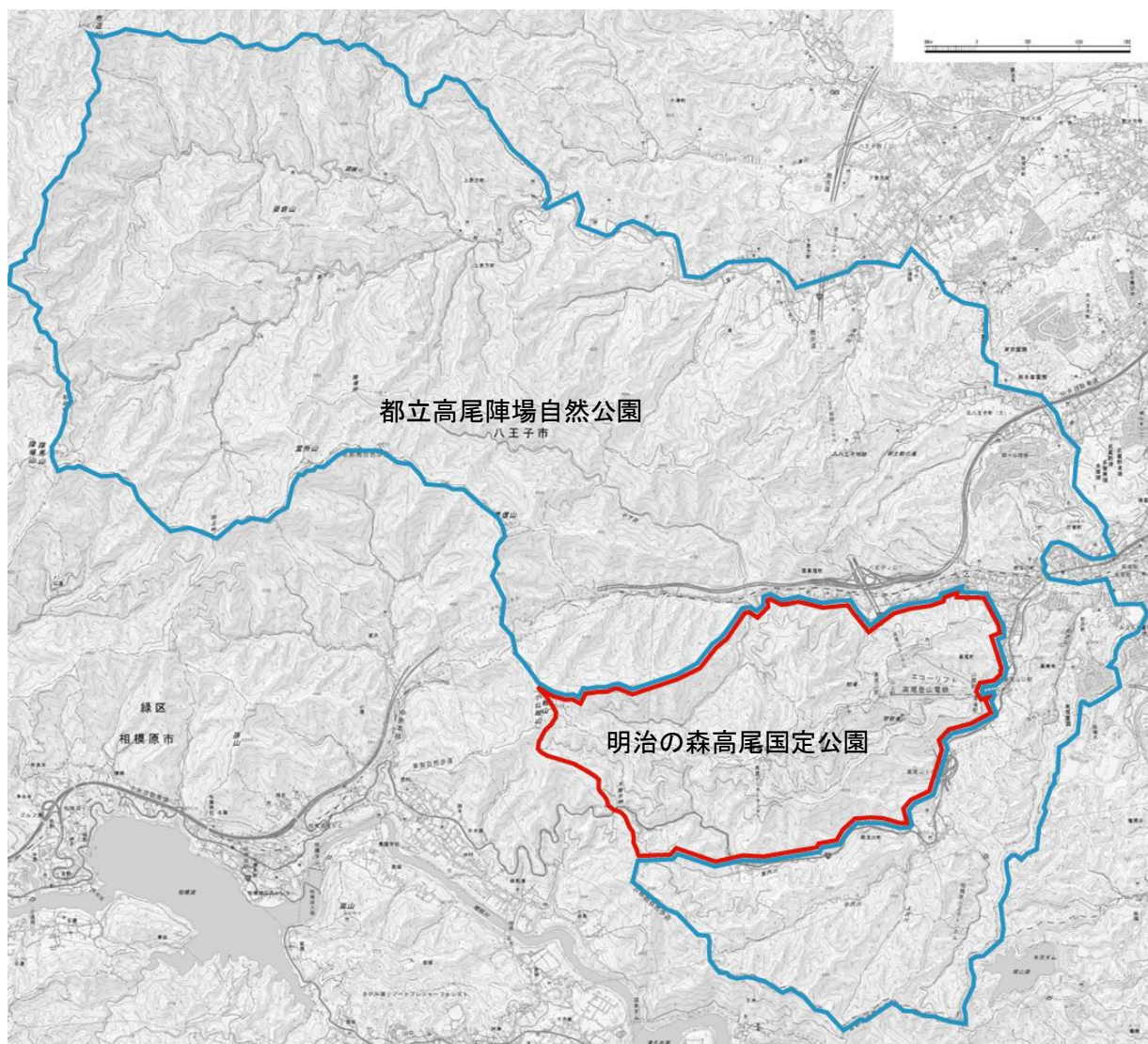
1967年に明治百年記念事業の一環として都立高尾陣場自然公園の一部が明治の森高尾国定公園として指定された。

その後、明治の森高尾国定公園については、1982年5月17日に首都圏自然歩道の追加等の公園計画の一部変更、1992年8月26日には、東海自然歩道の路線の見直しのための公園計画の一部変更が行われた。また、利用形態については、近年の利用ニーズの多様化に伴い、登山、ハイキング、ピクニック、トレイルランニング等多岐にわたっている。

以上の自然的・社会的条件の変化に対応して現状に適合するよう公園計画の見直し（再検討）が行われ、2015年2月23日に官報告示された。

（２）高尾・陣場地区自然公園管理運営計画の作成対象

「明治の森高尾国定公園」及び「都立高尾陣場自然公園」の2つの自然公園は区域が隣接しており一体として利用・管理されているため、両自然公園を対象として管理運営計画を作成する。ただし、自然公園指定状況が異なるため、公園ごとで特筆すべき点がある場合は、その旨、明記する。



(3) 高尾・陣場地区自然公園管理運営計画作成の視点

本管理運営計画は、自然公園法に定める国定公園及び都立自然公園の管理運営計画であることから、「国立公園管理運営計画作成要領」（平成 26 年 7 月 7 日環自国発第 1407074 号）に準じて作成するものとする。

「国立公園管理運営計画作成要領」によると、管理運営計画は、「地域の実情に即した国立公園管理運営業務の一層の徹底を図るとともに、地域の多様な関係者と国立公園の目指すべき姿や将来目標、国立公園の保護と利用の推進すべき方向性について共通認識を持ち、国立公園の管理運営を協働により進めていくことで、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目的として作成するもの」とし、次の事項を定めることとしている。

1. 管理運営計画作成の経緯
2. 管理運営計画区の概況
3. ビジョン
4. 管理運営方針
5. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項
6. 適正な公園利用の推進に関する事項
7. 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項
8. 国立公園関係者の連携体制等に関する事項
9. その他及び参考資料

上記の事項を定めることで、東京都や地域の多様な関係者が、明治の森高尾国定公園及び都立高尾陣場自然公園から成る高尾・陣場地区自然公園を『どのようにしていきたいのか（「目指すべき姿」）』、「目指すべき姿」を達成するために『どこ（「保全対象」）』を『どのような（「保全方針」）』に保全し、『どのような利用（「利用資源」、「利用方針」）』を『どのように誘導するか（利用に関する施策）』、を明確にする。

なお、公園計画は概ね 5 年ごとに見直し作業を行うこととされており、本管理運営計画においても、公園計画の変更や社会状況の変化等があった場合、必要に応じて改定するものとする。

第2章 高尾・陣場地区自然公園

2-1 概況

(1) 自然環境の概況

高尾・陣場地区自然公園は、低山帯ながら起伏に富んだ山々と複数の川の源流等から成る水系で構成されており、多様な植物や野生動物が生育・生息する豊かな自然環境を有している。

1) 明治の森高尾国定公園

明治の森高尾国定公園は、高尾山（標高 599m）の主稜部を主体とし、小仏城山（標高 670 m）より、大垂水峠（標高 389m）一帯の山稜の一部を包含している。これらの山岳は浅川水系の小仏川、案内川とその諸枝沢の源流によって刻まれた比較的急峻な地形を呈している。この山城は、中生代白亜紀に堆積した小仏層群と呼ばれる厚さ数千メートル以上に及ぶ地層で構成されている。この地質は、粘板岩と砂岩の互層、粘板岩と頁岩、チャート、変質千枚岩等により構成されている。

本自然公園の植生を大観すると、スギ、ヒノキ等の人工林のほか、天然林として、モミを主体とするモミ林、カシ類を主体とする常緑樹林、イヌブナなどブナ類を主体とする落葉樹林に分けられる。このような林相が隣接して見られるのは、気候帯から見て暖温帯と冷温帯の境界に位置しているためであり、暖地性の植物と寒地性の植物がともに生育していることが本自然公園の特徴となっている。

暖地性植物の主なものとしては、スダジイ、アカガシ、カラスザンショウ、アオキ、キジョラン等が挙げられる。一方、寒地性植物の主なものとしては、ブナ、ミズナラ、ホオノキ、メグスリノキ、オクモミジハグマ、タカオシケチシダ等が挙げられる。

また、琵琶滝や蛇滝などの滝が見られる沢を含め多くの沢が存在し、沢沿いにはフサザクラ、チドリノキ、ケヤキ等の落葉樹や、アオキ、タマアジサイ等の低木が生育する。

こうした豊かな植物相の中には、ツルギキョウ、ウラジロマタタビ、キジョラン、タマノカンアオイ等分布上貴重な植物も多い。また、高尾山で初めて発見・記載された植物も報告されており、主なものとして、ヤグルマカエデ、タカオヒゴタイ、レモンエゴマ等が挙げられている。

高尾山に生息するとされる野生動物のうち主なものとして、哺乳類ではヒミズ、アズマモグラ、イノシシ、ノウサギ、ニホンリス、ムササビ等が、鳥類ではキビタキ、ヤマガラ、ウソ、オオルリ、ウグイス等が、爬虫類ではマムシ、アオダイショウ、ジムグリ、シマヘビ等が、両生類ではヤマアカガエル、ヒキガエル、タゴガエル等が、昆虫類ではタマムシ、エゾゼミ、アサギマダラ、ウスバシロチョウ、オオムラサキ等が挙げられる。

なお、第二種特定鳥獣の管理を行う区域（管理区域）外ではあるが、近年になってシカの目撃報告があり、今後、シカの生息密度が高くなった場合には植生被害や人との接触などの影響が懸念される。

2) 都立高尾陣場自然公園

明治の森高尾国定公園を除く、高尾山周辺から陣場山及び八王子城山等を主体とする低山岳地域にあたる。

区域は、西は醍醐丸から陣場山・堂所山・景信山・小仏峠・小仏城山と連なる主稜部（都県境）から、東は明治の森高尾国定公園の区域を挟んで、高尾山東麓を中心として草戸山から多摩森林科学園にかけて東方の丘陵・台地に接する山麓部まで、北は市道山と鳥切場を結ぶ稜線及び北浅川に沿う陣場街道から、南は大垂水峠から草戸山に至る稜線まで広がっており、その範囲は東西約 12km、南北約 10 km にわたる。地勢は大局的には西高東低で、これらの山は多数の溪谷が刻まれ、稜線からの眺望、清流の自然美等は、都立自然公園の中では最も豪快な景観に富んでいる。

本自然公園における貴重な自然として、八王子城山等の稜線を中心としたモミ・アカマツ・アラカシ等を主とする針広混交の天然林等が挙げられる。

なお、中央道から南のエリアは、管理区域外ではあるが、シカを目撃報告があるため、今後、シカの生息密度が高くなった場合には、植生被害や人との接触などの影響が懸念される。

（2）利用の概況

高尾・陣場地区自然公園は、交通アクセスが良好であり、全国的な知名度も高い。明治の森高尾国定公園は、豊かな自然とともに古くから山岳信仰と関係のある歴史的・文化的な風致景観を有しており、6つの自然研究路など多様な歩道が整備されていることから、自然体験の入門・入口としての利用が多い。都立高尾陣場自然公園は、国定公園を取り巻き、神奈川県立陣馬相模湖自然公園とも接し、丘陵部の散策のほか、陣場山から景信山を経て、小仏峠に至るルートをはじめ、低山ながら比較的長距離の登山も楽しむことができる。

1) 明治の森高尾国定公園

明治の森高尾国定公園は、東京近郊に位置しながらも豊かな自然が保たれ、交通の便が極めて良く日帰りで気軽に楽しめることから、利用者が多い。近年、利用者数の増加は著しく、2002年には年間利用者数が200万人を超え、ミシュラン三ツ星を獲得した2007年以後は年間300万人前後の高水準で推移している。

また、利用者数の増加と併せ、近年は、登山、ハイキング、ピクニック、キャンプ、自然探勝（動植物、地形、地質等）、人文散策（社寺）、写生、エコツアー、トレイルランニング、ペット連れ登山等、利用形態の多様化が進んでいる。さらに、外国人の観光・登山等利用者層も多様化している。

高尾山山頂への移動手段としては、自然研究路など複数の歩道に加え、ケーブルカーやリフトもあるため、利用者の体力や利用形態に合わせて選択することができる。

登山口まで都心から電車で1時間程度であるため、電車によるアクセスも良好である。また、登山口周辺には駐車場も整備されており、マイカー利用者も多く見られる。

全国的にも知名度が高く、利用者数は増加傾向にあり、一部エリアや特定の季節におけるオーバーユース等による自然環境への負荷や快適性の低下が懸念される。

2) 都立高尾陣場自然公園

都立高尾陣場自然公園は、山岳森林景観を主とした公園でありながら、豊かな人文景観も見られることを特色としている。本自然公園は都市近郊に位置し、交通の便も良く、JR・私鉄・路線バス等の公共交通・自動車によるアクセスがともに容易で、日帰りで楽しめることから、利用が多い。また、明治の森高尾国定公園と隣接していることから、国定公園とあわせた利用が多い。

主な利用形態は、登山、ハイキング、ピクニック、自然観察、風景探勝、人文散策等である。一部エリアではオーバーユースによる自然環境への影響が顕在化しつつある。

(3) 公園計画の概況

自然公園では、公園ごとに公園計画が定められて事業が行われる。公園計画には、公園内で行うことができる行為を規制することで自然環境や景観を守るための「規制計画」と、適正な利用の増進や生態系の維持・回復等に必要な施設整備や対策に関する「事業計画」が定められている。

1967年に明治の森高尾国定公園が指定された後、いくつかの施設が1968年に公園事業の事業決定を受けた。その後、2015年に公園計画の見直しが行われ、2016年度末時点で事業決定は、全公園計画56件中28の施設で受けている。

1) 明治の森高尾国定公園

① 指定区域

対象面積：770 ha

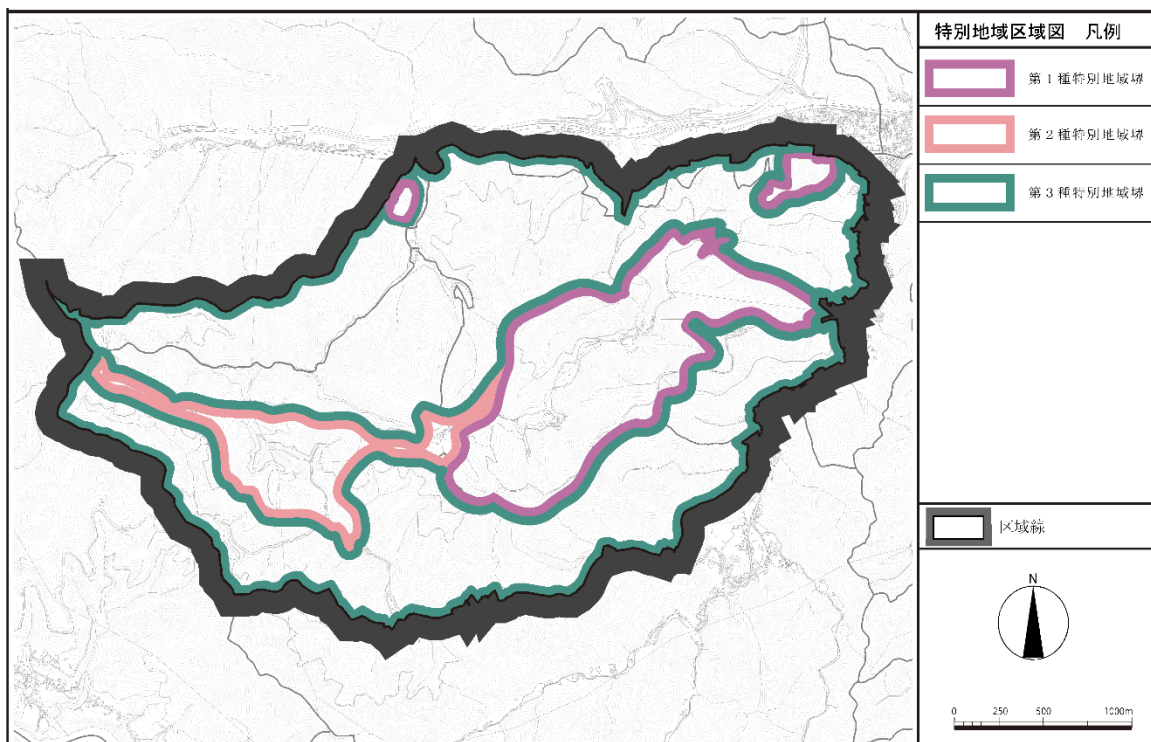


図2-1-1 対象範囲図

② 規制計画

明治の森高尾国定公園の全域は特別地域に指定されている。特別地域は、第1種特別地域から第3種特別地域に区分されており、それぞれの特別地域の総括表及び特別地域の特色については次に示すとおりである。

種別	面積 (ha)
第1種特別地域	144
第2種特別地域	49
第3種特別地域	577
計	770

ア 第1種特別地域

優れた景観を有し、風致を維持する必要性が高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域

- 高尾山薬王院等の周辺の優れた天然林
- 日影沢等の一部にある、自然性が高く傑出した風致を有する地域

イ 第2種特別地域

良好な風致を維持するため、林業との調整を図ることが必要な地域

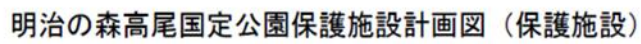
- 高尾山山頂、一丁平、小仏城山等の利用拠点の周囲でありながらも、良好な状態で自然性が維持されている地域

ウ 第3種特別地域

第1種及び第2種特別地域と一体となって風景を形成している地域や人工林や二次林を主体とした地域等

ア 植生復元施設

○明治の森高尾国定公園全域であり、オーバーユース等の理由により衰退しているため、自然植生の復元の必要性が高い箇所に整備



ア 単独施設

- (ア) 園 地：散策や自然観察等自然とのふれあいを図るために設けられる一定の広がりをもつ施設。高尾山山頂の「大見晴」や「霞台」等9箇所がある。
- (イ) 宿 舎：宿泊の用に供される施設。高尾山薬王院内にある。
- (ウ) 野 営 場：テントサイトや簡易宿泊施設等野営のための施設として、「日影沢」がある。
- (エ) 動 物 園：霞台にある「高尾山さる園・野草園」がある。
- (オ) 博物展示施設：地形、動植物、歴史等を公園利用者が理解するための解説活動、展示等を行う施設として、高尾山山頂の「高尾ビジターセンター」等2箇所がある。



单独施設（金毘羅台麓園地）



単独施設（霞台動物園）



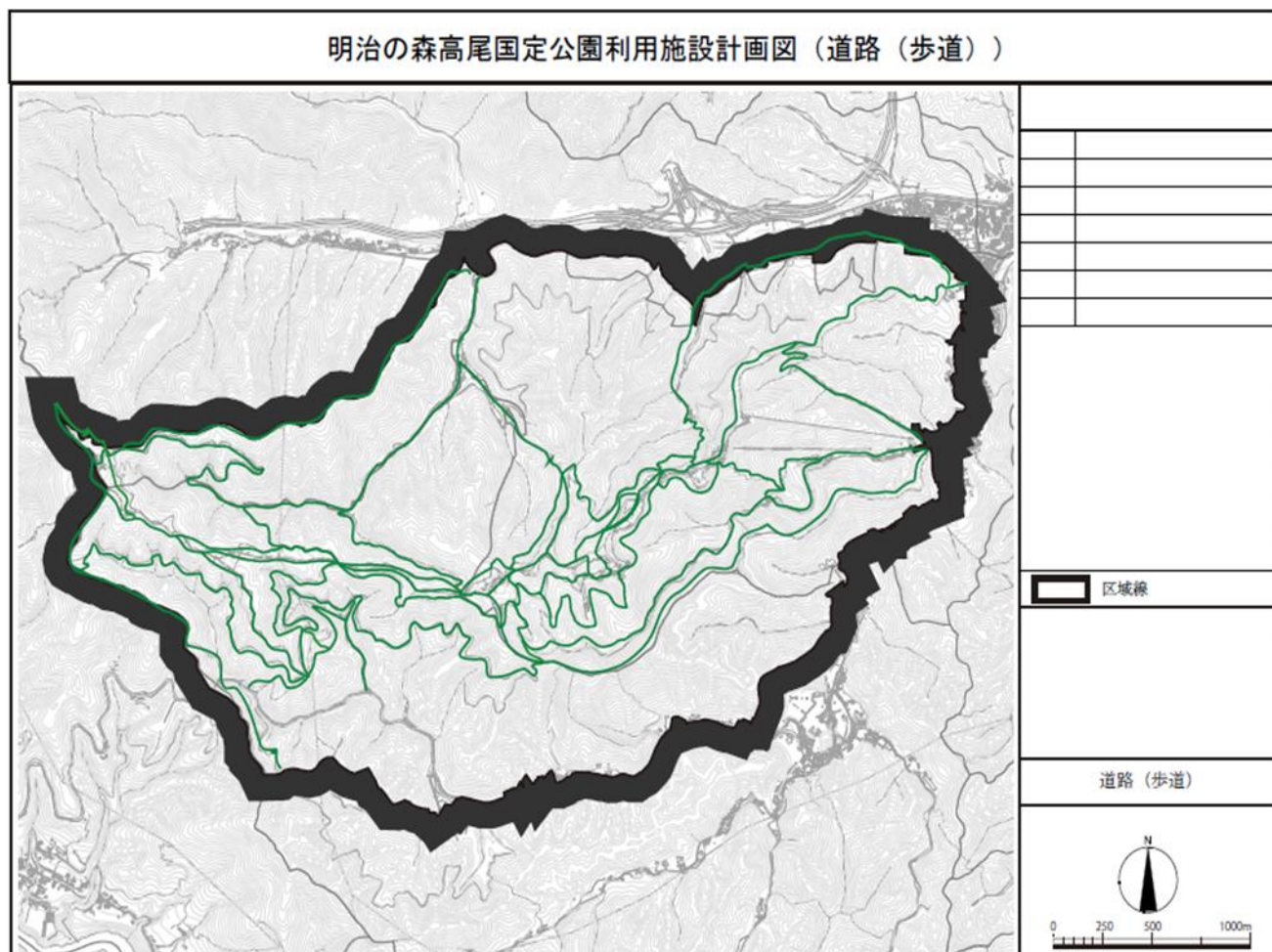
単独施設（大見晴園地）

イ 道路（歩道）

歩道とは、公園利用者の徒歩利用の用に供される道路であり、自然観察、自然探勝を行うための探勝歩道や、登山等自然との深いふれあいのための登山道等がある。

探勝歩道は、特別な経験や技術を持たないが、ある程度の体力と装備を有する公園利用者を想定し、自然環境の保全と良質な自然体験の確保に十分留意して整備するものであり、登山道等とは、地域特性を踏まえ、相応の経験と技術、体力と装備を有する公園利用者を想定し、自然環境の保全と適正利用の観点から必要最小限の整備を実施するものである。

本自然公園には、東海自然歩道、自然研究路等 16 路線がある。



歩道（東海自然歩道）



歩道（裏高尾溪流線）



歩道（西高尾線）

ウ 運輸施設

運輸施設には、「高尾山山麓」と「霞台」をつなぐ索道運送施設（ケーブルカー、リフト）がある。

2) 都立高尾陣場自然公園

① 指定区域

対象面積： 5,173ha

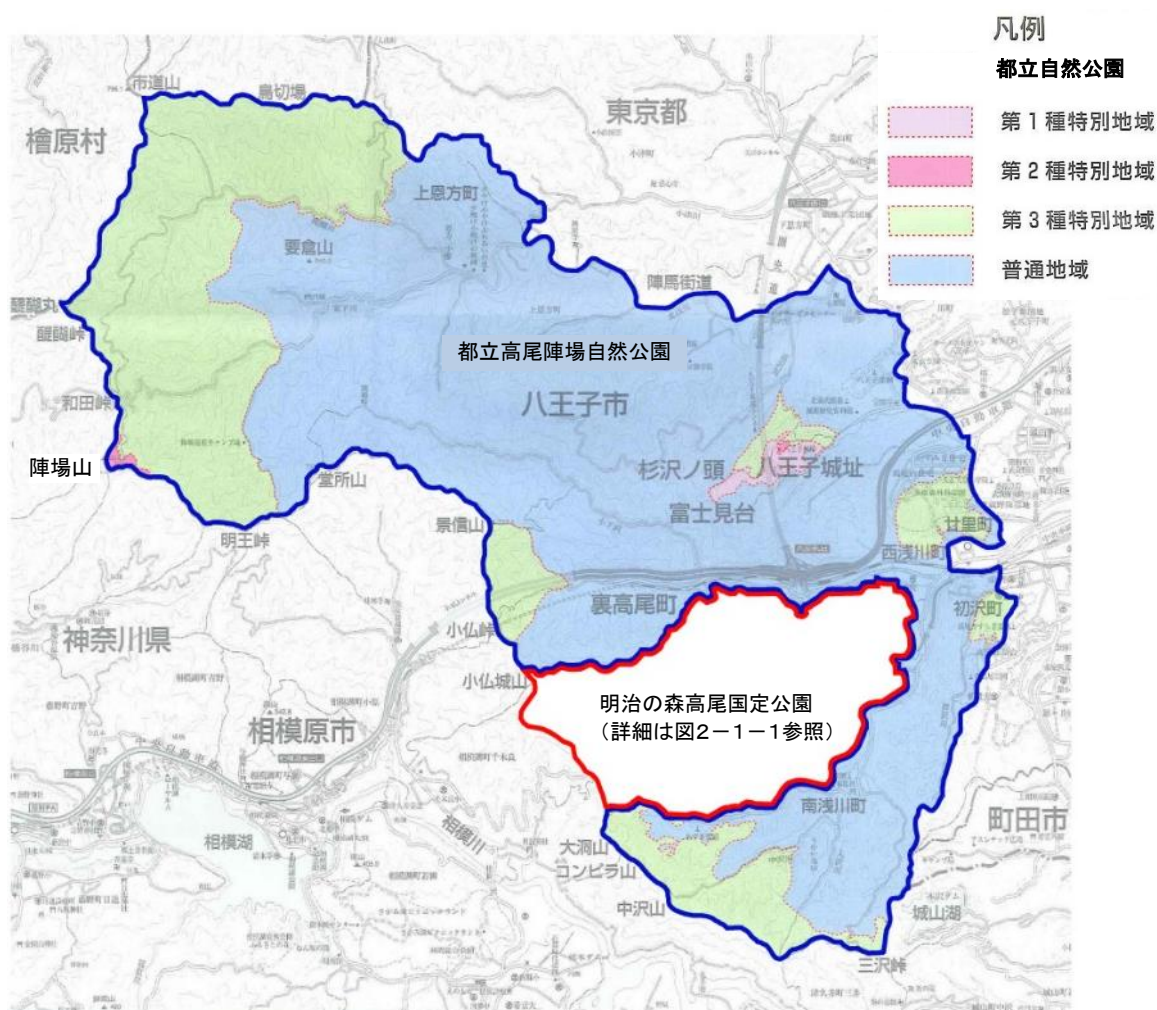


図2-1-2 対象範囲図

② 規制計画

都立高尾陣場自然公園の保護規制計画は、特別地域と普通地域に分けられる。約3割を占める特別地域は、第1種特別地域から第3種特別地域までに区分されており、それぞれの特別地域の総括表及び特別地域の特色については次に示すとおりである。

種別	面積
第1種特別地域	147ha
第2種特別地域	36ha
第3種特別地域	1,760ha
普通地域	3,230ha
計	5,173ha

ア 第1種特別地域

優れた景観を有し、風致を維持する必要性が高い地域であって、現在の景観を極力 保護することが必要な地域

○八王子城跡周辺及び陣場山山頂付近の地域

イ 第2種特別地域

良好な風致を維持するため、林業との調整を図ることが必要な地域

○八王子城跡の北側にあり、第1種特別地域に隣接した一部の地域

ウ 第3種特別地域

第1種及び第2種特別地域と一体となって風景を形成している地域、人工林や二次林を主体とした地域等

○風致を維持する地域を示し、本自然公園区域の西側の山林、小仏峠から景信山にかけての山林

○南浅川町西部の県境付近の山林

○森林総合研究所多摩森林科学園を中心とした廿里町、西浅川町の一部の地域

○初沢町の一部の地域

エ 普通地域

上記以外の区域

③ 事業計画（利用施設計画）

ア 集団施設地区

利用拠点である宿舎、レストハウス、休憩所、便所、園地、駐車場広場、博物館、野営場、案内所、博物展示施設、風致植栽その他等を総合的に整備する地区として、「高尾山麓集団施設地区（12ha）」、「陣場山集団施設地区（15ha）」がある。

イ 単独施設

(ア) 園 地：散策や自然観察等自然とのふれあいを図るために設けられた一定の広がりをもつ施設で、小仏峠、景信山、明王峠、八王子城山等の21箇所が該当する。

(イ) 宿 舎：公園利用者が宿泊するための施設として、「小仏」の1箇所がある。

(ウ) 避難小屋：公園利用者が山岳などで一時的に難を避けるための施設として、「醍醐丸」の1箇所がある。

(エ) 休 憩 所：公園利用者の休憩又は飲食のための施設として、「梅の木平」「市道山」の2箇所がある。

(オ) 野 営 場：テントサイトや簡易宿泊施設等野営のための施設として、「城山山麓」「小下沢」「陣場高原」の3箇所がある。

(カ) 駐 車 場：公園利用者の運送のために乗用車やバスなどを一時駐車させるために設けられる一定の広がりをもつ施設として、「小仏」「城山山麓」「小下沢」「陣場高原」等の6箇所がある。

(キ) 博物展示施設：地形、動植物、歴史等を公園利用者が理解するための解説活動、展示等を行う施設として、「小下沢」の1箇所がある。

(ク) 風致植栽：主に風致を維持するために植栽する場所として、「小仏川」「案内川」の2箇所がある。

(ケ) 修景植栽：主に修景のために植栽する場所として、「摺指」の1箇所がある。

※魚釣場

「高留魚釣場事業」、「摺指魚釣場事業」及び「小下沢魚釣場事業」は、公園計画時、「魚釣場」であったが、現在は、自然公園法施行令第1条で定める利用施設に「魚釣場」が掲げられていないため、仮に事業決定を行い、新規の設置が検討された場合は、「園地」の附帯施設とする。主に魚釣り等の利用に供される施設として、「摺指」「小下沢」「高留」の3箇所がある。

ウ 道路（車道）

車道とは、公園利用者の不特定多数の自動車利用の用に供される道路である。

都立高尾陣場自然公園では、区域内を通過する国道20号、一般都道136号、138号、140号、141号のほか、国有林林道や東京都林道等の計15路線がある。

エ 道路（歩道）

歩道とは、公園利用者の徒歩利用の用に供される道路であり、自然観察、自然探勝を行うための探勝歩道や、登山等自然との深いふれあいのための登山道等がある。

探勝歩道は、特別な経験や技術を持たないが、ある程度の体力と装備を有する公園利用者を想定し、自然環境の保全と良質な自然体験の確保に十分留意して整備するものであり、登山道等とは、地域特性を踏まえ、相応の経験と技術、体力と装備を有する公園利用者を想定し、自然環境の保全と適正利用の観点から必要最小限の整備を実施するものである。

奥高尾主稜（小仏城山～陣場山）、北高尾山稜（堂所山～八王子城山）、南高尾山稜（大垂水峠～初沢山）の縦走路のほか、様々な探勝歩道等を含めた15路線がある。

2-2 管理運営方針

全域が特別地域である明治の森高尾国定公園をコアエリア、普通地域を中心とした都立高尾陣場自然公園をバッファエリアと考え、次に掲げる3点を本地区のビジョン（目指すべき姿）とする。そのビジョンを実現するため、関係者が取り組むべき管理運営方針を定める。

（1）ビジョン（目指すべき姿）

○高尾地区自然公園管理運営協議会の連携により、豊かな自然環境が保全されている。

○高尾山薬王院有喜寺や八王子城跡等の歴史的・文化的な風致・景観が保全されている。

○国籍を問わず、子供から高齢者まで幅広い層の方々の快適で安全な利用が進んでいる。
高尾地区自然公園管理運営協議会の連携により、自然環境保全に関する情報発信・普及啓発や環境学習推進の拠点となっている。

（2）管理運営方針

1）豊かな自然環境の保全

コアエリアは、古くから境内林等として野草の採取等の厳しい監視が行われ、また、山稜とその斜面、小仏川、案内川の源流となる谷など起伏に富んだ地形と、東西方向に走る尾根を境として南北の斜面に照葉樹林、落葉樹林という異なる植生が見られること等から、都市近郊に位置しながらも多種多様な動植物が生息・生育している。これまで守られてきた高尾山の特徴的な植生と豊かな生物相を持った自然環境を適切に保全する。

また、バッファエリアは、高尾山から西方につながる山地に、東流する浅川水系の谷と支谷が入り組んだ複雑な地形に、多種多様な動植物が生息・生育している。このように都市近郊に残る豊かな生物相とそれらの生息・生育環境である自然環境を適切に保全する。

2）歴史的・文化的風致景観の保全

コアエリアは、高尾山薬王院の歴史的な建築物や、巨樹、古木等や境内林等が良好な状態で残され、高尾山独自の歴史的・文化的風致景観を有している。このような豊かな自然環境の中にある高尾山らしい歴史的・文化的風致景観を、利用との調整を図りながら適切に保全する。

また、バッファエリアは、都県境の山稜線に残る^{のろしぼあと}狼煙場跡や古い峠、八王子城跡の城山等、自然の景観の中に地域の歴史を伝える史跡を有している。このような特色ある自然景観や人文景観を利用との調整を図りながら適切に保全する。

3）快適かつ適正な利用の推進

コアエリアでは、多様な利用に対するユニバーサルデザインの導入や、適切な施設整備・管理を行い、快適な利用を推進する。

また、展望地からの眺望確保や美化修景、自然環境情報の充実等を図り、多くの方々が質の高い観光地としての感動を得ることができる利用を推進する。

バッファエリアは、コアエリアである「明治の森高尾国定公園」に隣接する自然公園として、適切な施設整備・管理と多様な利用に供するユニバーサルデザインの導入を行い、快適な利用を推進する。

また、比較的容易にハイキングや登山を楽しむことができることから、幅広い年齢層に対応した安全性や、展望地からの眺望確保、自然環境情報の充実等、自然とのふれあいを感じることができる利用を推進する。

4) 自然保護の普及啓発と環境学習の推進

「高尾・陣場利用ルール」に基づき、自然保護の普及啓発を行いながら、高尾山の利用と自然環境保護の両立を図っていく。また、都心近郊の自然公園として、様々なサービス提供により、環境学習の場としての活用を推進する。

2-3 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

高尾・陣場地区自然公園の自然環境、人文資源等に係る保全対象、保全方針、保全に関する施策及び関連施策は次のとおりである。

(1) 保全対象及び保全方針

1) 明治の森高尾国定公園

基本方針に沿って自然景観を管理するとともに、以下に示す保全対象を保全方針に沿って管理することで、明治の森高尾国定公園の目指すべき姿の実現を図る。

	保全対象	保全方針
保全すべき風致景観		
	高尾山薬王院を中心とした風致景観 ○歴史的な景観を持った参道及びその周辺の巨樹や古木等の景観 ○社寺や社叢林等の歴史的・文化的景観	・スギ並木やスギの大径木の保全 ・参道沿いの歴史的景観の保全 ・参道の美化、修景の維持
	山地帯の自然景観 ○高尾山・小仏城山・大垂水峠等の山稜を含んだ山地の景観	・自然植生の景観を損なわない適切な樹木の管理 ・放置され、荒れた樹林の間伐、下草刈り等による適切な樹林の管理 ・良好な自然景観を妨げる施設の改修や置かれた廃材等の撤去 ・風致景観に配慮した遊歩道の設置及び歩道の整備
	都心及び山地方面への眺望 ○高層ビル群が建ち並ぶ都心部の眺望景観 ○丹沢の山々や富士山等山岳の眺望景観	・眺望景観を確保するための樹林の管理 ・眺望景観を阻害する施設の排除や改修 ・明治の森高尾国定公園景観管理計画（2001年12月）を遵守
保全すべき自然環境		
	常緑広葉樹と落葉広葉樹の植生 ○東西に走る稜線の南側に広がるウラボシ・アカガシを中心とした常緑広葉樹林 ○北側に広がるイヌブナを中心とした落葉広葉樹林	・オーバーユースによる樹林への影響の回避 ・荒廃や衰退が見られる樹林の回復
	希少な植物及び生育環境 ○唯一高尾山周辺にしか生育しない希少な植物（スミレ類等）及びそれらの生育環境	・希少種に関する情報収集と記録 ・野生生物の生育・生息環境保全の普及啓発
	多種多様な昆虫類をはじめとした豊かな動物相と生息環境 ○多様な環境に生息する豊かな昆虫相と、テンやムササビ、野鳥等とその生息環境	

	保全対象	保全方針
その他保全対象		
	高尾山薬王院の建造物等 ○東京都指定有形文化財である薬王院境内の仁王門、飯縄権現堂、奥の院不動堂、大師堂、その他の工作物、建築物 スギ並木・飯盛スギ ○東京都指定天然記念物である高尾山のスギ並木・高尾山の飯盛スギ	・悪戯 ^{いたづら} や事故等の人的損傷からの保護
野生生物の保護管理		
	植物 ○指定植物（ラン科植物やスマレ類）等 動物 ○ムササビ、タゴガエル等	・盗掘、損傷からの希少植物の保護 ・外来種についての情報収集と記録 ・侵入した外来植物の駆除、人為的に持ち込まれるものの排除

2) 都立高尾陣場自然公園

基本方針に沿って自然景観を管理するとともに、以下に示す保全対象を保全方針に沿って管理することで、都立高尾陣場自然公園の目指すべき姿の実現を図る。

	保全対象	保全方針
保全すべき風致景観		
	陣場山のカシワ林と草原景観 ○陣場山のカシワ林 ○陣場山山頂付近の草原景観（かつて茅場であったこと）	・カシワ林の疎林景観の維持管理 ・草原植生の維持管理
	八王子城跡 ○八王子城跡及びその周辺の風致景観	・八王子城跡の歴史的景観の保全 ・歴史的景観を妨げる施設の改修や廃棄物の撤去
	山地帯の自然景観 ○景信山、陣場山、市道山等山稜を含んだ山地の景観 都心及び山地方面への眺望 ○高層ビル群が建ち並ぶ都心部への眺望景観 ○丹沢の山々や富士山等山地への眺望景観	・眺望景観を確保するための樹林の管理 ・眺望景観を阻害する施設の排除や改修 ・風致景観に配慮した遊歩道の設置及び歩道の整備

	保全対象	保全方針
保全すべき自然環境		
	常緑広葉樹と落葉広葉樹の植生 ○東西に走る稜線の南側に広がるウラジロガシ・アカガシを中心とした常緑広葉樹林 ○北側に広がるイヌブナを中心とした落葉広葉樹林	・オーバーユースによる樹林への影響の回避 ・荒廃や衰退が見られる樹林の回復
	希少な植物及び生育環境 ○唯一高尾山周辺にしか生育しない希少な植物（スミレ類等）及びそれらの生育環境 ○バアソブ、スズサイコ、コオニユリ、ヒゴスミレ等の希少な草原性植物が生育する草原植生 ○奥多摩を主な生育地とする希少植物（レンゲショウマ、サツキヒナノウツボ、オオキツネノカミソリ、ルイヨウボタン、ミヤマエンレイソウ等）が生育する小下沢の植生	・希少種に関する情報収集と記録 ・草原植生（陣場山山頂付近）の管理及びシカの食害からの植生の保護 ・陣場山のカシワ林の更新（ハヤシミドリシジミの生息地の確保）
	多種多様な昆虫類をはじめとした豊かな動物相と生息環境 ○東京都で唯一のハヤシミドリシジミの生息地 ○多様な環境に生息する豊かな昆虫相とテンやムササビ、野鳥等の生息環境	・野生生物の生育・生息環境保全の普及啓発
その他保全対象		
	八王子城跡 ○国指定史跡である八王子城跡を構成する工作物など	・^{いたずら}悪戯や事故等の人的損傷からの保護
野生生物の保護管理		
	植物 ○指定植物（ラン科植物やスミレ類）等	・盗掘、損傷からの希少植物の保護 ・外来種についての情報収集と記録
	動物 ○ムササビ、タゴガエル等	・侵入した外来植物の駆除、人為的に持ち込まれるものの排除

（２）保全に関する施策

高尾・陣場ビジョンの実現を図るため、自然公園法に基づき適切に管理していくとともに、保全の方針に沿って、関係団体・関係者との連携を図りながら次の施策を推進していく。

1) 風致景観の保全に関わる施策

① 風致景観の保全

歩道とその周辺の歴史的景観及び自然景観の保全並びに良好な眺望景観を確保するため、適切な樹木及び施設の管理を行う。風致景観を損ねる歩道周辺の枯損木は撤去するとともに、高尾山の景観、気候や風土にふさわしくない樹木（例えば、侵略性が強い外来植物、本来高尾山に生育しない園芸種（人為的に植栽されたもの、または、鳥が運ぶなど実生で生育したもの）等）については、自生種に更新していく。また、施設については、景観を保全するため景観計画等に基づき適切な施設の整備を実施していく。

展望地等では、植林木以外の樹木を伐採することで森林多様性が低下することがないように配慮しつつ、良好な眺望景観を確保するための施設及び樹林の適切な管理を行う。

② 美化修景の推進

ア 明治の森高尾国定公園

参道周辺の商店等の周辺では、ゴミは人目に付かない場所に集積し、速やかに撤去するようにする。電気・水道等の設備機器等の人工物は歩道からできる限り見えない位置に設置し、見える場合は植栽や自然色による化粧工作物等で覆う等により景観に配慮する。

また、散在する廃屋や廃材等は可能な限り早期に撤去する。撤去後は必要に応じて植生を復元し、景観に配慮する。さらに、地域の方々の協力により、歩道上のゴミ拾い、トイレの美化等の清掃活動を実施することで、良好な環境の維持に努める。また、かねてより実施してきたゴミの持ち帰りの呼びかけも引き続き実施していく。

イ 都立高尾陣場自然公園

高尾山麓の参道周辺の商店等の周辺では、表通りや観光客から見える位置にゴミを放置しないようにする。電気・水道等の設備機器等の人工物は歩道からできる限り見えない位置に設置し、見える場合は植栽や自然色による化粧工作物等で覆う等により景観に配慮する。

また、散在する廃屋や廃材等は早期に撤去する。撤去後は必要に応じて植生を復元し、景観に配慮する。さらに、地域の方々の協力による歩道上のゴミ拾い、トイレの美化等の清掃活動を実施することで、美しい環境の維持に努める。

また、かねてより実施してきたゴミの持ち帰りの呼びかけも引き続き実施していく。

2) 自然環境の保全に関する施策

① 森林管理

手入れの行き届いていない森林は、地権者へ整備・管理手法や都の森林施策に対する支援策を周知し、森林の適正な整備及び管理・保全という地権者の責務を果たすよう促す。

また、歩道周辺では利用者の安全に配慮し、落枝・倒木などのおそれがある危険木等がないように適切な樹木の管理を行うよう努める。

② 植生の復元

植生が荒廃した場所では、必要に応じて利用者がその内部へ立ち入らないように柵や注意標識等を整備する。

また、植生が衰退した場所では、自然工法により適切な植生復元を実施する。

3) 歴史的な景観や建造物の保全に関する施策

文化財の厳正な保存管理のため、適切な日常の維持管理を行うとともに、復元及び修復に当たっては適正な手法・工法により文化財の保護に努める。

また、いたずらやき損が無いように地元の商店の協力を得た監視と、連絡体制の確立を行う。

4) 野生生物の保護に関する施策

① 希少な野生生物の保護

希少な野生動植物を保護するため、自然保護に関する諸法令に基づく適切な保護管理を実施する。保護が必要な動植物には、以下のようなものが該当する。

- 環境省レッドリスト 掲載種
- 東京都レッドリスト 掲載種
- 明治の森高尾国定公園指定植物
- 都立高尾陣場自然公園指定植物

また、特に重要な野生動植物の生息・生育状況の調査研究及びデータの蓄積の推進とその適切な管理を図る。

② 外来生物等の対策

外来植物種が確認された場合は、拡散しないように早期に撤去する。また、本自然公園内に植栽する場合は、原則として八王子市森林整備計画書に定められた樹種及び方法によるものとし、在来種（できる限り地域性種苗）を採用し、外来植物を持ち込まないことを徹底する。

近年、高尾山周辺で目撃情報があるニホンジカ等については、在来種である野生動植物の生息・生育への影響が懸念される。このため、シカ等の生息状況や植生被害状況についてのモニタリング実施や被害の未然防止対策等を必要に応じて講じる。

③ 調査研究データの収集・整理

野生動植物の生息・生育に関する様々なデータを収集・整理し、保護活動や普及啓発に活用する。また、保全活動の関係者による情報の共有と適切な管理を行う。

④ 巡視活動

盗掘や損傷に対する巡視や監視を実施する。

(3) 関連施策との連携

高尾・陣場地区自然公園の風致景観及び自然環境は、自然公園法だけでなく各種関連施策によって管理されていることから、関係団体・関係者と密接な連携を図り、保全に努める。

以下の施策は関係団体・関係者が主体となって取り組んでいるものであるが、これらの取組が適正に実施されるよう、協力していく。

また、本自然公園の管理に当たっては、本自然公園を取り巻く社会的、自然的環境の変化を踏まえ、必要に応じて関係団体・関係者で構成される「高尾地区自然公園管理運営協議会」を開催していく。

1) 森林法に基づく森林施策

地域内の森林は、国有林及び民有林（公有林を含む。）が多くを占めている上、保安林に指定されている箇所も多数存在する。

森林法により、国有林は多摩国有林の地域別の森林計画書、民有林は東京都が策定する多摩地域森林整備計画書や八王子市が策定する八王子市森林整備計画書に基づき、森林施業や林道整備等を実施している。

保安林内においては、立木の伐採や土地の形質変更等を行う際の規制があり、伐採した跡地への植栽が義務付けられていることもある。また、八王子市森林整備計画書には、立木の伐採方法や植栽できる樹種等が定められていることから、風致景観及び自然環境の保全では、これら森林法に基づく制度を遵守して保全及び管理を実施する。

2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）

① 明治の森高尾国定公園

鳥獣保護管理法に基づく特別鳥獣保護区及び鳥獣保護区が指定されている。指定区域内では、狩猟が認められないほか、特別保護地区内では一定の開発行為が規制されるため、自然環境の保全に必要な鳥獣の管理が行われるよう、実態の把握に努めるとともに、必要に応じて鳥獣の保護、管理方法について検討する。

なお、明治の森高尾国定公園の対象となる鳥獣保護区を以下に示す。

【鳥獣保護区】

高尾鳥獣保護区 4,414ha（内 特別保護地区 504ha）

② 都立高尾陣場自然公園

鳥獣保護管理法に基づく鳥獣保護区が指定されている。指定区域内では、狩猟が認められないなど規制があるため、自然環境の保全に必要な鳥獣の管理が行われるよう、実態の把握に努めるとともに、必要に応じて鳥獣の保護、管理方法について検討する。

3) 文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物の保全施策

① 明治の森高尾国定公園

東京都指定有形文化財、東京都指定天然記念物、八王子市指定天然記念物が存在する。文化財として指定されているものについては、現状を変更する場合等では規制があるため、適

切な文化財の保存・管理とあわせて歴史的景観の保全を行う。

なお、本自然公園内の文化財を以下に示す。

【東京都指定有形文化財】

薬王院仁王門、薬王院飯縄権現堂、高尾山不動堂、薬王院大師堂

【東京都指定天然記念物】

高尾山のスギ並木、高尾山の飯盛スギ

【八王子市指定天然記念物】

たこスギ

② 都立高尾陣場自然公園

国指定史跡、東京都指定旧跡、東京都指定天然記念物、八王子市指定史跡・旧跡が存在する。文化財として指定されているものについては、現状を変更する場合等では規制があるため、適切な文化財の保存・管理とあわせて歴史的景観の保全を行う。

なお、本自然公園内の文化財を以下に示す。

【国指定史跡】

八王子城跡、小仏関跡

【東京都指定旧跡】

初沢城跡、北条氏照及び家臣墓

【八王子市指定史跡】

くちどめばんじょあと 口留番所跡、こやたしん 小谷田子寅の碑、したはらとう 下原刀鍛冶発祥の地、したはらとうしょうやすしげきたんとう 下原刀匠康重鍛刀の地、しもはらとうしょう 下原刀匠照重鍛刀の地、浄福寺城跡（新城跡）

【八王子市指定旧跡】

とどり 廿里古戦場

4) 都市計画法に基づく開発行為や建築行為の制限

地区内の大部分は都市計画法に基づく市街化調整区域に設定されている。市街化調整区域には、高尾山や陣場山に代表される優良なみどりが残され、都市計画法において「市街化を抑制すべき区域」とされており、原則として開発行為や建築行為が制限されている。

都市づくりビジョン八王子（第2次八王子市都市計画マスタープラン）においては、市街化調整区域では引き続き市街化を抑制し、自然環境及び営農環境の保全に努めるとされ、八王子市市街化調整区域基本方針等に基づいた土地利用の適正化が図られている。

5) 条例に基づく自然保護施策

「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成12年条例第216号）では、自然の保護と回復を図り、広く都民が豊かな自然の恵みを享受し、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的としている。本自然公園内で一定の規模以上の開発を行う場合は許可が必要になることから、自然保護に関する条例に基づいた適切な自然環境の保全及び管理を実施していく。

6) 景観法に基づく景観保全施策

① 明治の森高尾国定公園

景観法に基づく景観計画として、「東京都景観計画」と「八王子市景観計画」がある。

八王子市景観計画では、本自然公園区域は「裏高尾・小仏地区」及び「西南部地域・緑との共生ゾーン内」に該当する。指定された区域で一定規模以上の建築物の建築等を行う場合には、届出等が必要な場合がある。届出が必要な場合、景観計画の基準では配置、高さ・規模、形態・意匠、色彩、外構等の規制がある。これらの関連制度に従い、適切な風致景観の保全を図る。

② 都立高尾陣場自然公園

景観法に基づく景観計画として、「東京都景観計画」と「八王子市景観計画」がある。

八王子市景観計画では、本自然公園区域は「高尾駅・多摩御陵周辺地区」、「裏高尾・小仏地区」、「高尾山参道周辺地区」及び「西部及び西南部地域・緑との共生ゾーン内」に該当する。指定された区域で一定規模以上の建築物の建築等を行う場合には、届出等が必要な場合がある。届出が必要な場合、景観計画の基準では配置、高さ・規模、形態・意匠、色彩、外構等の規制がある。これらの関連制度に従い、適切な風致景観の保全を図っていく。

2-4 適正な公園利用の推進に関する事項

高尾・陣場地区自然公園の基本方針に基づく施策を効果的に実施するため、利用形態等に応じてエリア区分を行い（利用のゾーニング）、エリアごとに利用方針を定める。さらに、維持管理及び整備を含む適切な利用に関する施策の方針を定め、適切に利用の誘導や施設整備等を実施していくことで、公園全体の適正な利用の推進を図っていくこととする。

（１）利用エリア区分

高尾・陣場地区自然公園では、利用の特性、地域の生活との密着度、歴史的な価値や景観の視点から、4つのエリア（Ⅳ山林エリアは、Ⅳ-1 国定公園内及びⅣ-2 都立自然公園内）に分ける。

Ⅰ 自然歴史文化コアエリア

第一種特別地域・大見晴園地・自然研究路1号路（明治の森高尾国定公園）

Ⅱ 歴史文化コアエリア

八王子城跡及びその周辺（第1種特別地域）

Ⅲ アプローチエリア

高尾山口駅周辺・高尾駅周辺・相模湖駅周辺・藤野駅周辺

Ⅳ-1 山林エリア

国定公園内「Ⅰ 自然歴史文化コアエリア」以外の歩道及び山林

Ⅳ-2 山林エリア

都立自然公園内「Ⅱ 歴史文化コアエリア」及び「Ⅲ アプローチエリア」以外の区域

利用エリア区分図を次項に示す。

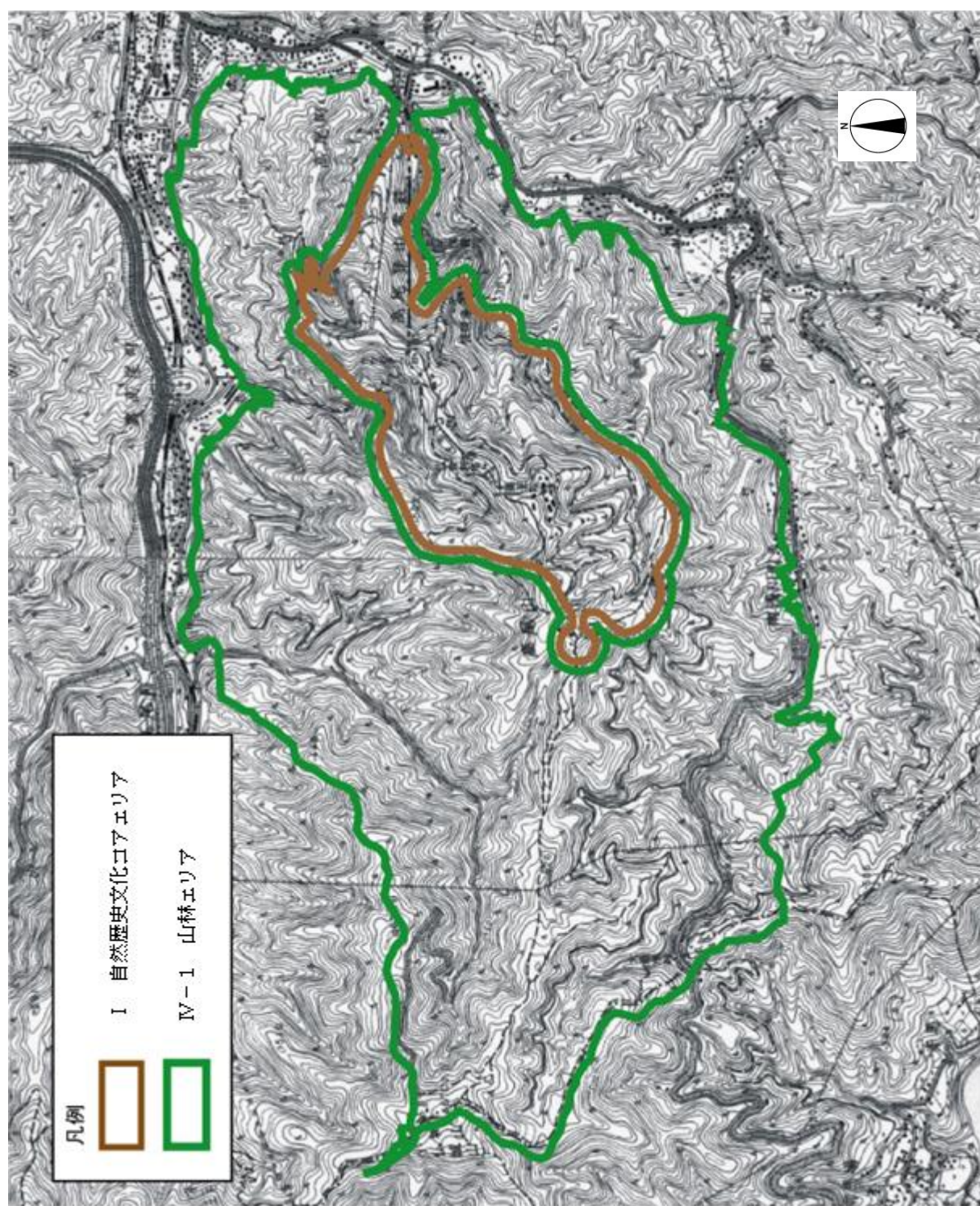
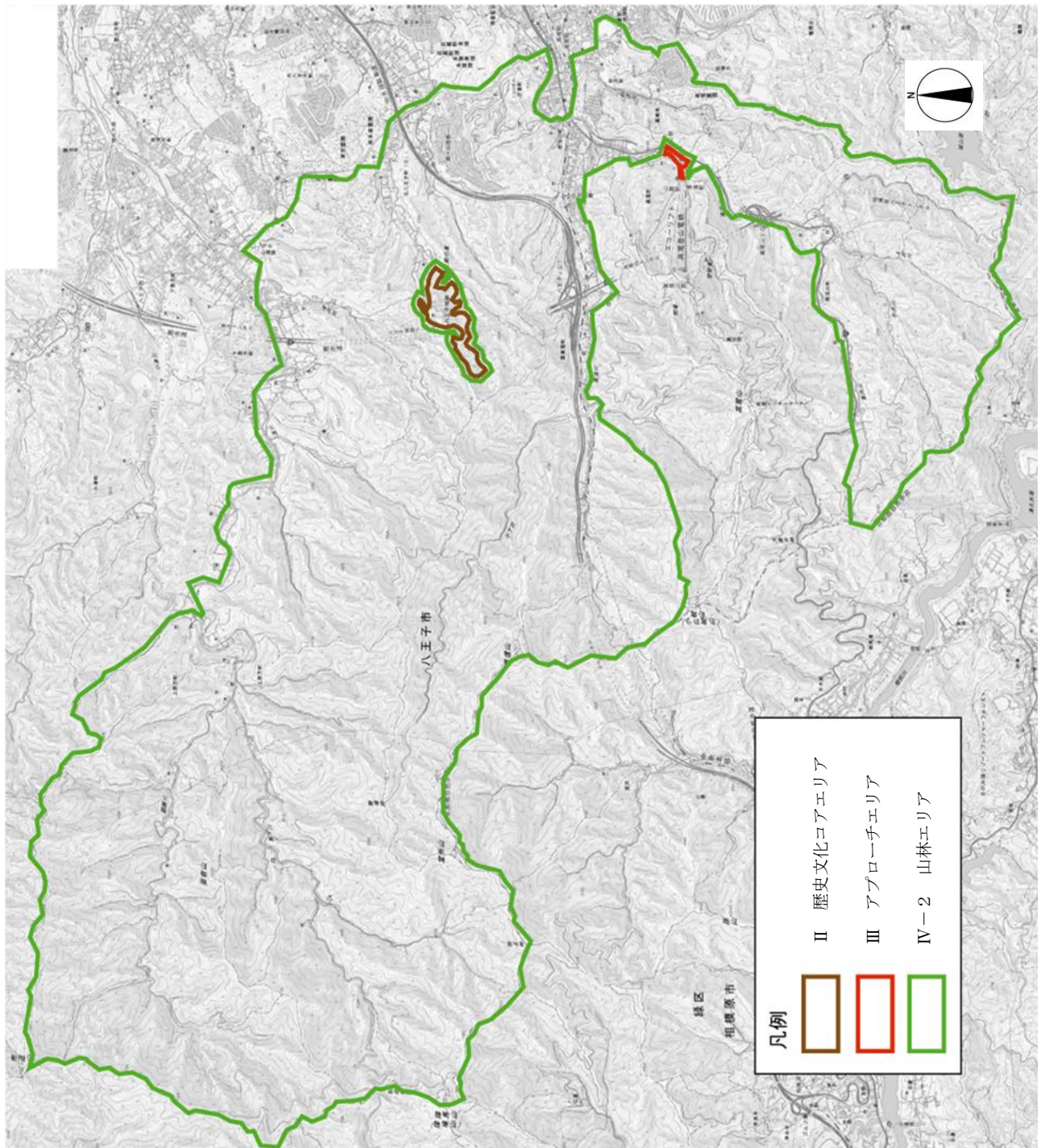


図2-4-1 明治の森高尾国定公園 利用エリア区分



(2) 利用資源、利用方針

高尾・陣場地区自然公園の基本方針に沿って、利用を推進するとともに、一で区分したエリアについて、それぞれが持つ利用資源を整理し、エリアの特性に合った適正な利用方針を定める。

I 自然歴史文化コアエリア

① 利用資源

- 文化的景観や豊かな自然的景観を有し、アクセスが良く利用が最も多い自然研究路1号路
- 自然観察等を目的とした自然研究路
- 高尾山薬王院有喜寺
- 展示や解説を通じて、高尾周辺の自然や歴史、人と自然の関わりなどについての情報を提供する高尾ビジターセンター
- 眺望の素晴らしい大見晴園地
- 高尾山さる園・野草園
- 多くの人々が利用するケーブルカー及びリフト
- 多くの人々が利用するお茶屋、商店、展望レストラン

② 利用方針

- 多種、多様な来園者の快適な利用を推進する。
- 歴史的景観や身近で素晴らしい自然環境を感じることができる利用を推進する。
- 自然とのふれあいを推進する。
- 環境学習利用を推進する。

II 歴史文化コアエリア

① 利用資源

- 歴史的、文化的景観を持つ八王子城跡
- 八王子城跡ガイダンス施設

② 利用方針

- 歴史を感じることができる利用を推進する。

III アプローチエリア

① 利用資源

- 利用の拠点となる高尾山口駅周辺及び高尾駅周辺
- 利用の拠点であり、高尾山の魅力を発信する高尾 599 ミュージアム
- 高尾駅から小仏までの自然豊かな道をバスが通る景色
- 自然公園にアクセスしやすい駐車場
- 神奈川県側の利用拠点となる相模湖駅周辺・藤野駅周辺

② 利用方針

- 多種多様な来園者の快適な利用を推進する。
- 自然とのふれあいを推進する。
- 環境学習利用を推進する。

IV 山林エリア（共通事項）

① 利用資源

- 自然とのふれあいの場を提供する野営場

② 利用方針

- 自然とのふれあいを推進する。
- 環境学習利用を推進する。
- 土地の所有者の協力や理解を得ながら規制や事業を推進する。

IV－1 山林エリア（国定公園）

① 利用資源

- ハイキングや自然観察等を目的とした自然研究路（自然歴史文化コアエリア内を除く。）
やその他の歩道

② 利用方針

- ハイキングや自然観察等様々な利用を推進する。
- 身近で素晴らしい自然環境を感じることができる利用を推進する。

IV－2 山林エリア（都立自然公園）

① 利用資源

- ハイキングや自然観察等で利用される関東ふれあいの道等の歩道
- 自然公園にアクセスしやすい駐車場

② 利用方針

- ハイキングや登山等で様々なルートを楽しむ利用を推進する。
- ハイキングや登山等の利用の促進に当たっては、様々なルートの普及啓発により、都県を越えた広域的な連携を推進する。

(3) 適正な利用に関する施策

エリアごとの利用資源を踏まえ、利用方針に沿って、関係団体・関係者と連携し、施設の維持管理及び整備を含む以下の施策に取り組むことで、本自然公園の適正な利用の推進を図る。

1) 全エリア共通の施策

① 利用マナー・ルール

ア 利用マナー・ルールの徹底

「高尾・陣場利用ルール」を尊重した利用マナー・ルールの周知徹底を図る。

また、公有地及び他者の私有地等に許可なく私有物（看板、座卓、リュック掛け、石仏・碑等）を設置しないように周知徹底を図る。

さらに、トイレや休憩所等の公共物は登山客や観光客が目にしやすい場所であることから、利用マナー・ルールに関するお願いや禁止事項を記載した掲示物等を設置し、利用マナー・ルールの周知徹底を図る。

イ 美化

地元及びボランティアの協力を得ながら、登山客や観光客にゴミの持ち帰りの周知徹底を図るとともに、活発な清掃活動により、ゴミを捨てにくい雰囲気作りを行う。

ウ 植生保護のための立ち入り防止

歩道から外れた利用や自然地へのむやみな立ち入りが見られる場所では、柵の設置と併せて、歩道を外れないような注意を喚起する標識を設置し、利用ルールの周知徹底を図る。

② 利用者等への情報提供

ア 利用促進のための情報提供

ポスター及びパンフレットの作成・配布や、マスコミ関係者、ガイドブック出版社等へ記事の掲載を依頼する等、自然公園の魅力等を伝える情報を発信する。

また、「東京の自然公園ホームページ」をはじめとする関係団体・関係者が運営するホームページに様々な情報を掲載することで、より多くの利用者等に本自然公園の利用状況や自然情報を提供する。さらに、ツイッターやインスタグラム、ユーチューブ等、多様なソーシャルメディア、媒体を積極的に活用して、情報発信を行っていく。

2) 自然歴史文化コアエリア

① 適正な利用に関する施策（施設の維持管理及び整備方針を除く。）

○環境学習及び高尾山の自然とのふれあいの場として高尾ビジターセンターを有効に活用する。

② 施設の維持管理及び整備方針

- 利用者層の多様化を念頭においた歩道の整備と管理を行う。
- 老朽化した施設の更新や、傷んだ歩道や園地の修復と管理を行う。
- 参道では車いす利用を考慮した施設の整備を図る。
- 景観や美化を重視し、施設の維持管理を行う。
- 多言語表記等ユニバーサルデザインによる情報施設の整備、改修を行う。
- 繁忙期は一時的に自然研究路6号路を一方通行とする。
- 利用状況に応じたトイレの適切な配置や、休養施設等の整備を行う。
- 繁忙期における、トイレの混雑緩和に向けた方策の検討を行う。
- 倒木や落枝等により歩行者に危害を与えるおそれがある歩道沿いの樹木について、撤去など適切な措置を講じる。
- 観光客にわかりやすい自然解説や展示等を整備する。

3) 歴史文化コアエリア

① 適正な利用に関する施策（施設の維持管理及び整備方針を除く。）

- 景観に配慮したサイン等により歴史・文化に関する解説を充実させる。

② 施設の維持管理及び整備方針

- 利用者層の多様化を念頭においた歩道の整備と管理を行う。
- 老朽化した施設の更新や、傷んだ歩道や園地の修復と管理を行う。
- 八王子城跡周辺では、バリアフリーに配慮した施設の整備を行う。
- 景観や美化を重視し、施設の維持管理を行う。
- 多言語表記等ユニバーサルデザインによる情報施設の整備、改修を行う。
- 利用状況に応じたトイレの適切な配置や、休養施設等の整備を行う。
- 繁忙期における、トイレの混雑緩和に向けた方策の検討を行う。
- 倒木や落枝等により歩行者に危害を与えるおそれがある歩道沿いの樹木について、撤去など適切な措置を講じる。

4) アプローチエリア

① 適正な利用に関する施策（施設の維持管理及び整備方針を除く。）

- 景観に配慮したサイン等により自然解説を充実させる。
- 高尾 599 ミュージアムを環境学習利用の場として活用する。

② 施設の維持管理及び整備方針

- わかりやすい案内表示の整備と管理を行う。
- 景観や美化を重視した施設の維持管理を行う。
- バリアフリーに配慮した施設の整備を行う。
- 多言語表記等ユニバーサルデザインによる情報施設の整備、改修を行う。
- 利用状況に応じたトイレの適切な配置や、休養施設等の整備を行う。

- 繁忙期における、トイレの混雑緩和に向けた方策の検討を行う。
- 倒木や落枝等により歩行者に危害を与えるおそれがある歩道沿いの樹木について、撤去など適切な措置を講じる。

5) 山林エリア（共通事項）

① 施設の維持管理及び整備方針

- 装備と体力を要する歩道の整備と管理を行う。
- 老朽化した施設の更新や、傷んだ歩道や園地の修復と管理を行う。
- 景観や美化を重視し、施設の維持管理を行う。
- 多言語表記等ユニバーサルデザインによる情報施設の整備、改修を行う。
- 野営場における自然とのふれあいの場の整備、管理を行う。
- 利用状況に応じたトイレの適切な配置や、休養施設等の整備を行う。
- 繁忙期における、トイレの混雑緩和に向けた方策の検討を行う。
- 倒木や落枝等により歩行者に危害を与えるおそれがある歩道沿いの樹木について、撤去など適切な措置を講じる。

6) 山林エリア（国定公園）

① 適正な利用に関する施策（施設の維持管理及び整備方針を除く。）

- 環境学習利用の推進にボランティアの力を活用する。
- ハイキングに適した歩道や自然観察に適した自然研究路など様々なニーズに対応した多様なコースをアピールする。

② 施設の維持管理及び整備方針

- 景観に配慮したサイン等により自然解説の充実を図る。

7) 山林エリア（都立自然公園）

① 適正な利用に関する施策（施設の維持管理及び整備方針を除く。）

- 景観に配慮したサイン等により自然解説を充実させる。
- ボランティアの協力を環境学習に活用する。

8) 自然歴史文化コアエリア及び山林エリア（国定公園）

① 公園内での情報提供

ポスター及びパンフレットの配布、鉄道、索道施設等の車両内での掲示物の掲載等により、来園者の気分が高揚するような自然公園の魅力や利用案内、利用方法等に関する情報を提供する。

また、高尾ビジターセンター等での展示及び案内、登山客や観光客の目に触れやすい歩道や園地等でのサイン等により、自然公園の自然情報や魅力等自然とのふれあいを実感できる情報を伝える。記載内容はできる限り多言語表記を用い、外国の方々にもわかりやすい表記に努める。

② 普及啓発

高尾ビジターセンター等でガイドツアーや環境学習プログラムを企画し、来園者に自然保護の普及啓発につながる活動を体験していただく。また、関係者との連携により、ボランティア等を活用し、来園者にわかりやすく解説する。

さらに、都レンジャーを中心に、動植物の捕獲や採取・損傷を規制する注意標識の設置、巡視の際の注意喚起等を行うことにより、来園者の自然保護への意識向上を図る。

9) 歴史文化コアエリア、アプローチエリア及び山林エリア（都立）

① 利用者への情報提供

ア 公園内での情報提供

ポスター及びパンフレットの配布、鉄道、索道施設等の車両内での掲示物の掲載等により、来園者の高揚感が高まるような自然公園の魅力や利用案内、利用方法等に関する情報を提供する。

登山客や観光客の目に触れやすい歩道や園地等でのサイン等により、自然公園の自然情報や魅力等自然とのふれあいを実感できる情報を伝える。記載内容はできる限り多言語を用い、外国の方々にもわかりやすい表記に努める。また、「八王子城跡ガイダンス施設」や「高尾 599 ミュージアム」と連携し、それぞれの施設の設置目的との整合を図りながら、自然公園に関する情報の展示及び案内を利用者に提供する。

② 普及啓発

高尾ビジターセンターと連携を図り、ガイドツアーや環境学習プログラムを企画し、来園者に自然保護の普及啓発につながる活動を体験していただく。また、関係者との連携により、ボランティア等を活用し、来園者にわかりやすく解説する。

さらに、都レンジャーを中心に、動植物の盗掘や損傷を禁止する注意標識の設置、巡視の際の注意喚起等を行うことにより、来園者の自然保護への意識向上を図る。

（4）関係団体・関係者との連携

高尾・陣場地区自然公園の管理運営には多くの関係団体・関係者が携わっている。適正な公園利用の推進に当たっては、高尾・陣場地区自然公園を取り巻く社会的、自然的環境の変化を踏まえ、適宜関係団体・関係者で構成される「高尾地区自然公園管理運営協議会」を開催し、協働型管理運営を推進していく。

2-5 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

(1) 許可届出取扱方針

特別地域内における各種行為に対する審査基準については、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成17年10月3日付環自国発第051003001号）第6の規定、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付環自国第448-3号）において定める許可基準の細部解釈又は東京都立自然公園条例施行規則第23条によるほか、本計画の「管理運営方針」「風致景観及び自然環境の保全に関する事項」「適正な公園利用の推進に関する事項」の方針及び下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに、関係機関との調整を図るものとする。

なお、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しない。

【第1～3種特別地域】

行為の種類	取扱方針
① 全行為共通	(ア) 基本方針 ・ 自然環境及び風致景観に与える影響が可能な限り低減される方法を選択する。 (イ) 外部意匠・色彩・材料・構造等 ・ 利用者の目に触れる部分又は目に触れる可能性のある部分については自然景観と調和するように、自然材料若しくは自然材料に模した表面処理をしたもの又は目立たない色彩のものを可能な限り用いる。 (ウ) 残土処理方法 ・ 自然公園区域外に搬出する。ただし、行為敷地内における敷きならし等によって風致景観の保護上支障のないよう処理できる場合又は自然公園法及び東京都自然公園条例に係る許可等を受け、他の行為に適切に利用できる場合はこの限りではない。 (エ) 廃棄物処理方法 ・ 自然公園区域外に搬出する。 (オ) 修景緑化方法 ・ 支障木については、可能な限り行為地周辺に移植し、修景緑化に使用する。 ・ 緑化に使用する植物は、原則として現地産の自生種（当該地周辺に自生する系統も含む。）とする。 ・ 地表を改変する場合は、表土を可能な限り剥ぎ取り、修景緑化に利用する。
② 工作物の新築・改築・増築	
1. 建築物	(ア) 基本方針 ・ 周囲の自然環境及び国定公園・都立自然公園内の建築物としてふさわしいと認められる周囲の既存建築物と調和のとれた形態とする。 ・ 建築物の周辺は、可能な限り修景緑化を施す。 (イ) 外部意匠・色彩等 ・ 屋根の形態は、切妻、寄棟等の勾配屋根とする。ただし、暴風・積雪対策の観点から技術的に不可能な場合にあっては、この限りではない。また、車庫や倉庫等の小規模な建築物についても、この限りではない。 ・ 壁面の色彩は、原則として茶色、ベージュ色又は灰色とする。ただし、八王子市景観計画の趣旨を守ったものとする。また、自然材料によるものは素材色も可とするが、周囲の自然環境及び既存建築物に調和する色彩を選択する。

行為の種類		取扱方針
② 工作物の新築・改築・増築		
1. 建築物	・ 明治の森高尾国定公園における屋根の色彩は、原則として焦げ茶色、暗灰色又は黒色とする。ただし、八王子市景観計画の趣旨を守ったものとする。また、自然材料によるものは素材色も可とする。 ・ 都立高尾陣場自然公園における屋根の色彩は、原則として焦げ茶色、暗灰色又は黒色とする。ただし、八王子市景観計画の趣旨を守ったものとする。また、自然材料によるものは素材色も可とする。 (ウ) 汚水処理方法 ・ 下水道未普及区域における汚水処理等に当たっては、環境保全上、最良の機能を有する設備を積極的に導入することにより、環境に対する負荷を可能な限り低減するものとする。	
2. 道路	(ア) 基本方針 ・ 線形や勾配等は、可能な限り現地形に順応させるなど配慮する。 ・ 周囲が良好な風致を維持している自然林である場合、景観保全上重要な箇所である場合又は動物の生息地として重要な箇所である場合は、可能な限り法面を造成せず、擁壁等の構造物を使用して周囲の自然環境を保全する。 (イ) 附帯工作物 ・ 橋梁^{りょう}の色彩は、原則として焦げ茶色又は灰色とする。 ・ 交通安全柵はガードケーブル（ガードロープ）又はガードレールとし、支柱及びガードレールの色彩は、交通安全上支障がない限り焦げ茶色とする。コンクリート製のガードレール代用品においては、コンクリート素地色とする。 ・ 擁壁及びトンネル坑口は、原則として自然素材の活用や自然石風の化粧型枠による仕上げとする。 ・ ロックネット、ロックフェンス、落石防護柵等の色彩は、可能な限り焦げ茶色又は灰色とする。 ・ 照明及び標識の支柱の色彩は、原則として焦げ茶色とする。 (ウ) 法面処理方法 ・ 線形を順応させる等により、法面の面積や高さを必要最小限のものとする。その法面は、原則として早期に緑化することとし、可能な限り周囲の森林の構成要素による森林化を図る。 ・ 擁壁を設ける場合、壁面は自然素材の活用や自然石風の化粧型枠による仕上げ、壁面緑化、植栽等形態・意匠を工夫する。	
3. 電柱		
明治の森高尾国定公園内「自然歴史文化コアエリア」	(ア) 基本方針 ・ 電線路は、地中化や展望の支障とならない位置に設置を行うなど、極力展望地や道路等からの展望の支障とならないように配慮する。	
その他	(ア) 基本方針 ・ 電力柱と電話柱が隣接する場合は、原則として共架とする。 (イ) 色彩 ・ 電柱の色彩は原則として焦げ茶色又は灰色とする。	

行為の種類	取扱方針
② 工作物の新築・改築・増築	
4. 鉄塔・アンテナ	(ア) 基本方針 ・保全すべき景観に支障のおそれがないものにする。 (イ) 色彩 ・原則として光沢のない焦げ茶色又は灰色とする。ただし、八王子市景観計画の趣旨を守ったものとする。また、スカイライン上など背景がない場合、焦げ茶以外の色彩を利用する方が風致景観上の支障が少ないと認められる場合や、他法令の規定による場合についてはこの限りではない。
5. 自動販売機	(ア) 基本方針 ・屋外に設置する場合は、原則として建物に接して設置するなど、目立たないよう配慮する。 (イ) 色彩 ・原則として、焦げ茶色とするか本体を自然材料又は化粧工作物などで覆う。
6. 魚釣り場	(ア) 基本方針 ・公園計画はあるものの、現在、魚釣り場事業は単独施設として法上の位置付けがないため、新規の設置申請があった場合、行為許可又は園地事業の附帯施設とする。 ・現状、園地の附帯施設として魚釣り場はないため、行為許可の取扱方針のみ記載する。 ・地域の利用拠点として、また周辺の自然に親しむ拠点として、整備を図る。 ・夜間照明は、防犯及び他利用者の安全確保上必要最小限のものとし、外部に光が拡散しない仕様とする。 (イ) 附帯施設 ・必要最小限の規模に留めるものとする。 ・休憩所、駐車場、公衆便所等の便益施設を設置する場合には、利用のしやすさ及び管理面を考慮しつつ、周辺の自然景観に調和したデザインとする。 ・駐車場は風致上支障が少ない範囲において、集客力に見合うよう必要最小限の規模を確保するものとする。 ・車庫、倉庫等の小規模な附帯施設は、外部意匠、色彩及び材料を主たる建築物と可能な限り同様のものとする。

行為の種類	取扱方針
③ 広告物の掲出等	(ア) 基本方針 ・原則として、現に営業を行っている自己の敷地内以外には社名広告の設置をしない。 ・乱立を避けるため、必要最小限の個数とするほか、同種の目的を持つもの及び設置する位置が同じものは統合する。 ・必要に応じて、外国語（英語を基本とし、場合により中国語、韓国語、その他の言語についても検討する。）を併記する。 ・建築物に設置される屋外広告物は、建築物のデザインや色彩、素材との調和を図り、統一的なデザインとするようにする。 ・文化財をはじめとする歴史的な景観資源の周辺では、その落ち着いた佇まいと調和した規模・位置、色彩等のデザインとする。 (イ) 色彩・材料等 ・使用する材料には、木材及び石材等の自然材料を用いたり、擬木等自然風の造りにしたりするなど、可能な限り環境への配慮がなされていること。 ・色彩は、木材、石材等の自然材料を使用する場合を除き、可能な限り焦げ茶色とするなど、彩度の高い色は避け、華美にならないものとする。文字は、原則として原色を避け白色又は黒色とするが、安全確保上やむを得ない場合又は３色以上使用しなければ目的が達成されないもので周囲の自然景観に著しい支障がない場合は、この限りではない。 ・照明を用いる場合は、必要最小限とする。
④ 土地の形状変更	(ア) 基本方針 ・残土処理のための土地の形状変更は、原則として認めない。
⑤ 高山植物等の採取	(ア) 基本方針 ・特別地域内の指定植物については、期間を定めて実施する学術研究で行うもの又は植生復元を目的として行うものの以外は認めない。 (イ) その他 ・既存資料の活用等により、採取を必要最低限とする。 ・公園利用者の多い時期や多い地域での採取は避ける。

都立高尾陣場自然公園内の普通地域内の要届出行為については、次の取扱方針により適切な配慮がなされるようにする。

【普通地域】

行為の種類	取扱方針
① 全行為共通	(ア) 基本方針 ・自然環境及び風致景観に与える影響が可能な限り低減される方法を選択する。
② 工作物の新築・改築・増築	
1. 建築物	(ア) 基本方針 ・周囲の自然環境及び既存建築物と調和のとれた形態とし、国定公園・都立自然公園内の建築物としてふさわしいものとする。 ・建築物の周辺は、可能な限り修景緑化を施す。
2. 電柱	(ア) 基本方針 ・電力柱と電話柱が隣接する場合は、原則として共架とする。
3. 鉄塔・アンテナ	(ア) 基本方針 ・保全すべき景観に支障のおそれがないものにする。
③ 広告物の掲出等	(ア) 基本方針 ・展望地及び主要道路からの風景の保護に留意する。 ・破損又は老朽化したものについては、設置者が補修、撤去等の適切な管理を行う。 ・建築物に設置される屋外広告物は、建築物のデザインや色彩、素材との調和を図り、統一的なデザインとするようにする。 ・文化財をはじめとする歴史的な景観資材の周辺では、その落ち着いた佇まい ^{たたずまい} と調和した規模・位置、色彩等のデザインとする。
④ 土地形状の変更	(ア) 基本方針 ・展望地及び主要道路からの風景の保護に留意する。 ・残土処理の場合においては、跡地を早期に緑化する。

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成22年4月1日付環自国発第100401003号)第10の規定によるほか、本計画の「管理運営方針」「風致景観及び自然環境の保全に関する事項」「適正な公園利用の推進に関する事項」の方針及び下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	全エリア共通 取扱方針
① 全事業共通	
1. 一般	(ア) 基本方針 ・ 自然環境及び風致景観に与える影響が可能な限り低減される方法を選択する。 (イ) 外部意匠・色彩・材料・構造等 ・ 利用者の目に触れる部分又は目に触れる可能性のある部分については、自然景観と調和するように、自然材料若しくは自然材料に模した表面処理をしたもの又は目立たない色彩のものを可能な限り用いる。 (ウ) 残土処理方法 ・ 自然公園区域外に搬出する。ただし、行為敷地内における敷きならし等によって風致景観の保護上支障のないよう処理できる場合又は自然公園法及び東京都自然公園条例にかかる許可等を受け、他の行為に適切に利用できる場合はこの限りではない。 (エ) 廃棄物処理方法 ・ 自然公園区域外に搬出する。 (オ) 修景緑化方法 ・ 支障木については、可能な限り当該公園事業の行為地周辺に移植し、修景緑化に使用する。 ・ 緑化に使用する植物は、原則として現地産の自生種（当該地周辺に自生する系統も含む。）とする。 ・ 地表を改変する場合は、表土を可能な限り剥ぎ取り、修景緑化に利用する。
2. 建築物	(ア) 基本方針 ・ 周囲の自然環境及び国定公園・都立自然公園内の建築物としてふさわしいと認められる周囲の既存建築物と調和のとれた形態とする。 ・ 建築物の周辺は、可能な限り修景緑化を施す。 (イ) 外部意匠・色彩等 ・ 屋根の色彩は、原則として焦げ茶色、暗灰色又は黒色とする。ただし、八王子市景観計画の趣旨を守ったものとする。また、自然材料によるものは素材色も可とする。 ・ 壁面の色彩は、原則として茶色、ベージュ色又は灰色とする。ただし、八王子市景観計画の趣旨を守ったものとする。また、自然材料によるものは素材色も可とするが、周囲の自然環境及び既存建築物に調和する色彩を選択する。 (ウ) 汚水処理方法 ・ 下水道未普及区域における汚水処理等に当たっては、環境保全上、最良の機能を有する設備を積極的に導入することにより、環境に対する負荷を可能な限り低減するものとする。

行為の種類	全エリア共通 取扱方針
①全事業共通 3. 広告物の掲出等	(ア) 基本方針 ・原則として、現に営業を行っている自己の敷地内以外には社名広告の設置をしない。 ・乱立を避けるため、必要最小限の個数とするほか、同種の目的を持つもの及び設置する位置が同じものは統合する。 ・必要に応じて、外国語（英語を基本とし、場合により中国語、韓国語、その他の言語についても検討する。）を併記する。 ・建築物に設置される屋外広告物は、建築物のデザインや色彩、素材との調和を図り、統一的なデザインとするようにする。 ・文化財をはじめとする歴史的な景観資源の周辺では、その落ち着いた^{たたず}まいと調和した規模、位置、色彩等のデザインとする。 (イ) 色彩・材料等 ・使用する材料には、木材及び石材等の自然材料を用いたり、擬木等自然風の造りにしたりするなど、可能な限り環境への配慮がなされていること。 ・色彩は、木材、石材等の自然材料を使用した場合を除き、可能な限り焦げ茶色とするなど、彩度の高い色は避け、華美にならないものとする。文字は、原則として原色を避け白色又は黒色とするが、安全確保上やむを得ない場合又は3色以上使用しなければ目的が達成されないもので周囲の自然景観に著しい支障がない場合は、この限りではない。 ・照明を用いる場合は、必要最小限とする。
②道路（歩道）	(ア) 基本方針 ・沿線の自然環境保全に留意し、整備する。 ・傾斜地においては、路面の洗掘を効果的に防止できる工法とする。 ・歩道から外れて植物が生えている場所に立ち入りやすいところでは、植生を保全するため、必要に応じて木道、立入り防止柵、標識等を整備する。 ・雨水による浸食や利用者の踏圧等による裸地化が進まないよう整備するものとし、木道、立入防止柵及び排水溝の設置等、必要な措置をとる。 ・既に浸食等により荒廃が生じている区間については、土留め等により土壌の安定化を図るとともに、植生回復のための必要な方策をとる。 (イ) 附帯施設 a. 階段 ・階段の設置箇所は、歩道の維持又は植生保護が困難な箇所、歩行が困難な箇所、急坂や浮石により安全な歩行が困難な箇所等とする。 ・構造は原則として、路面に自然石を敷いたもの、丸太階段又は木道に滑り止めを付したもののいずれかとする。快適な歩行を確保するため、蹴上げ、路面の寸法には十分配慮する。 b. 木道 ・木道の敷設を行う箇所は、植生の保護のための整備の必要性が高い箇所、利用者の踏みつけによる裸地化のために浸食・洗掘され、表土が流出するおそれのある箇所、横断勾配がきつく、栈道を通す等の整備を行わなければ歩行が困難又は歩道の維持が困難な箇所等とする。 ・木道の表面は、できるだけ金具類が露出しない構造とするとともに、滑り止め加工を施すなど安全性にも配慮する。 ・塗料の塗布は行わない。ただし、防腐処理による変色を隠すための自然色による塗装はこの限りではない。 ・木材防腐剤は、周辺の自然環境に影響を及ぼさないことを確認した上

	で、使用することができる。 ・横木の設置や設置角度の検討等の転倒防止策を必要に応じて講じる。
行為の種類	全エリア共通 取扱方針
	c. 立入防止柵 ・植生保護、遭難防止等のため、立入防止柵を設ける場合は、杭は原則として木製とするが、岩盤地等で使用が不可能な箇所等は鉄製等とする。 ・杭には塗料を塗布しない。ただし、防腐処理による変色を隠すための自然色による塗装はこの限りではない。 ・木材防腐剤は、周辺の自然環境に影響を及ぼさないことを確認した上で、使用することができる。
③園地	(ア) 基本方針 ・利用者が休憩を取り、併せて風景鑑賞や自然観察等の自然とのふれあいができる場所として整備する。 (イ) 附帯施設 ・「②道路（歩道）（イ）附帯施設」と同じとする。
④野営場	(ア) 基本方針 ・地域の利用拠点として、また周辺の自然に親しむ拠点として、整備を図る。 ・夜間照明は、防犯及び他利用者の安全確保上必要最小限のものとし、外部に光が拡散しない仕様とする。 (イ) 附帯施設 ・園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所等の便益施設を設置する場合には、利用のしやすさ及び管理面を考慮しつつ、周辺の自然景観に調和したデザインとする。 ・駐車場は風致上支障が少ない範囲において、宿泊施設の集客力に見合うよう必要最小限の規模を確保するものとする。 ・車庫、倉庫等の小規模な附帯施設は、外部意匠、色彩及び材料を主たる建築物と可能な限り同様のものとする。
⑤博物展示施設	(ア) 基本方針 ・総合的な情報提供施設として整備する。 ・リアルタイムな自然情報等を提供し、適切な利用への誘導を図るための拠点として整備する。 ・地形、地質、動物、植物、歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、解説活動又は実物標本、模型、写真、図表等を用いた展示を行うものとする。

行為の種類	明治の森高尾国定公園 取扱方針
⑥宿舎	(ア) 基本方針 ・高尾山薬王院の宿坊が整備されており、宿坊としての機能を持ちつつ、風致景観との調和に配慮し整備するものとする。
⑦運輸施設 (索道運送施設)	(ア) 基本方針 ・ケーブルカー、リフトが整備されており、改修、改築などに当たっては自然環境の保全と利便性の調整を図りつつ、安全性を確保する必要最小限の改良にとどめ、大幅な拡張などは行わないものとする。 (イ) 色彩 ・鉄塔の色彩は、原則として光沢のない焦げ茶色又は灰色とする。ただし、八王子市景観計画の趣旨を守ったものとする。 (ウ) その他 ・支柱及び搬器には、原則として特定の商品名やスポンサー名の掲示を行わないものとする。ただし、公益性が高く、期間が限定されていることが明確なイベント実施等に要する掲示についてはこの限りではない。
⑧動物園	(ア) 基本方針 ・「高尾山さる園・野草園」が整備されており、改修、改築などに当たっては自然環境の保全に配慮した必要最小限の改良にとどめ、大幅な拡張などは行わないものとする。 ・自然教育及び観光へ寄与する施設として適切に整備、管理する。
⑨植生復元施設	(ア) 基本方針 ・歩道周辺などで植生が荒廃し、土壌の浸食などが見られる場所を優先に、植生を保護するための施設（柵、土留め、植生マット等）を整備する。 ・植生回復の機能を果たしつつ、周辺の景観に配慮した材料及び工法とする。 (イ) 施設 ・柵などの支柱は、原則として木材等の自然材料とする。 ・植生マットなどは、自然に分解される材料とし、廃棄物を出さないものとする。

行為の種類	都立高尾陣場自然公園 取扱方針
⑩道路（車道）	（ア）基本方針 ・線形や勾配等は、可能な限り現地形に順応させるなどの配慮をする。 ・周囲が良好な風致を維持している自然林である場合、景観保全上重要な箇所である場合又は動物の生息地として重要な箇所である場合は、可能な限り法面を造成せず、擁壁等の構造物を使用して周囲の自然環境を保全する。 （イ）附帯工作物 ・橋梁^{りょう}の色彩は、原則として焦げ茶色又は灰色とする。 ・交通安全柵はガードケーブル（ガードロープ）又はガードレールとし、支柱及びガードレールの色彩は、交通安全上支障がない限り焦げ茶色とする。コンクリート製のガードレール代用品においては、コンクリート素地色とする。 ・擁壁及びトンネル坑口は、原則として自然素材の活用や自然石風の化粧型枠による仕上げとする。 ・ロックネット、ロックフェンス、落石防護柵等の色彩は、可能な限り焦げ茶色又は灰色とする。 ・照明及び標識の支柱の色彩は、原則として焦げ茶色とする。 （ウ）法面処理方法 ・線形を地形に順応させる等により、法面の面積や高さを必要最小限のものとする。その法面は、原則として早期に緑化することとし、可能な限り周囲の森林の構成要素による森林化を図る。 ・擁壁を設ける場合、壁面は自然素材の活用や自然石風の化粧型枠による仕上げ、壁面緑化、植栽等形態・意匠を工夫する。
⑪避難小屋	（ア）基本方針 ・登山利用者の安全及び風致景観との調和に配慮し整備するものとする。なお、維持管理が可能な範囲でトイレの設置を検討するものとする。
⑫休憩所	（ア）基本方針 ・利用者が休憩を取り、飲食ができる場所として整備する。
⑬駐車場	（ア）基本方針 ・自然景観の保全や利用状況等に合わせた必要最小限の整備とする。 （イ）附帯施設 ・附帯施設は必要最小限の規模に留めるものとする。休憩所、公衆便所等の便益施設を設置する場合は、利用者及び管理面を考慮するとともに、周辺の歴史的景観及び自然環境に調和したデザインとする。
⑭修景植栽	（ア）基本方針 ・修景的な配慮が必要な箇所について、周辺の自然環境と調和した必要最低限の植栽を行う。
⑮風致植栽	（ア）基本方針 ・風致を維持するため必要最低限の植栽を行う。 （イ）緑化方法 ・地域の利用拠点として、また周辺の自然に親しむ拠点として、整備を図る。

2-6 策定の経過

本管理運営計画の作成に当たっては、地元関係者や行政機関が参加する「高尾地区自然公園管理運営協議会」を設置し、計画に定める事項は、高尾・陣場地区自然公園の管理運営に関わる関係団体・関係者等、多様な方々にとって理解しやすい内容とする。

資料編

資料 1

高尾・陣場地区自然公園利用ルール～高尾の自然を後世に～（案）

明治の森高尾国定公園と都立高尾陣場自然公園の多様な動植物に恵まれた自然環境や景観を守り、大切にしましょう。

高尾山、陣場山等を訪れる方一人ひとりが、お互いに気持ち良く楽しむことができるようにマナーと併せてルールを守り、自然を満喫してください。

- 1 自然公園は民有地が多く含まれています。土地所有者への配慮と感謝を忘れずに歩きましょう。
- 2 山岳地帯の利用には、落雷、落石、転落など様々なリスクが伴います。自己責任のもと、計画や準備を万全にしましょう。
- 3 山に入るときは、家族や知人に行き先を知らせておきましょう。
- 4 ゴミは必ず持ち帰りましょう。
- 5 集団で行動するときは、周りに気を配りましょう。
- 6 登山道具使用の際は、自然や施設を傷めないように注意しましょう。
- 7 登山道を外れないようにしましょう。
- 8 動植物、鉱物等を大切にしましょう。
- 9 自然の音を聞きましょう。接触防止のためイヤホン等使用時は十分注意しましょう。
- 10 野生動物にエサを与えたり、むやみに近づいたりしないようにしましょう。
- 11 喫煙をするときには他の利用者に配慮しましょう。また、山火事防止のため、火の始末をきちんと確認しましょう。
- 12 生態系に影響を与えるおそれがある動植物を持ち込まないようにしましょう。
- 13 トイレなどの公共施設をきれいに使いましょう。
- 14 ペットにはリードを付けましょう。
- 15 トレイルランニングの練習や大会参加時は、特に人が多い1号路は歩くなど、周りの歩行者に配慮し、歩行するために整備した登山道利用のマナーを守りましょう。
- 16 オフロードでの車両走行について、高尾山頂付近、陣場山頂付近のマウンテンバイクの乗り入れは禁止です。その他の登山道へのマウンテンバイクの乗り入れも控えましょう。また、レクリエーション目的での原動機付車両の乗り入れはやめましょう。
- 17 ドローンは、公共目的、防災目的以外での使用は控えましょう。公共、防災目的であっても、使用には、地権者又は管理者等の了解をとりましょう。落下の危険があるので十分注意しましょう。
- 18 公共交通機関利用時は、靴の汚れを落とし、濡れた雨具を身に着けたまま座席に座らないようにしましょう。荷物は前に抱え、譲り合って、お互い気持ち良く利用しましょう。